

農林水産省飼料自給率向上戦略会議の設置について

平成 17 年 5 月 12 日

平成 18 年 2 月 10 日改正

平成 18 年 5 月 10 日改正

平成 18 年 9 月 26 日改正

1 趣旨

「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた飼料自給率目標の実現を図るためには、国、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体、消費者団体等の関係者が、適切な役割分担の下、一体となって取り組んでいくことが不可欠である。

また、飼料自給率向上のためには、農地の集積や森林資源の利活用方策、飼料作物新品種や関連機械の開発、食品残さの飼料化技術の開発・普及等の取組も重要であり、これらの課題解決に向けて総合的に対処していく必要がある。

このため、農林水産省に農林水産省飼料自給率向上戦略会議（以下「省内戦略会議」という。）を設置し、飼料自給率目標の達成に向け、全省を挙げ取組を推進することとする。

2 構成

- (1) 省内戦略会議は、以下をもって構成する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議員を追加することができる。

議長：国井農林水産副大臣
副議長：永岡農林水産大臣政務官
議長補佐：生産局長
会議員：総括審議官
技術総括審議官
総合食料局長
消費・安全局長
経営局長
農村振興局長
農林水産技術会議事務局長
林野庁長官

- (2) 省内戦略会議の下に幹事会を置くものとし、幹事会は以下をもって構成する。ただし、幹事長が必要と認めるときは、幹事を追加することができる。

幹事長	： 生産局畜産部長
副幹事長	： 生産局畜産振興課長
幹 事	： 大臣官房 企画評価課長
	環境政策課長
	総合食料局 食料企画課長
	流通課長
	食品産業企画課長
	食品産業振興課長
	消費・安全局 畜水産安全管理課長
	消費者情報官
	生産局 農産振興課長
	畜産企画課長
	経営局 構造改善課長
	普及・女性課参事官
	農村振興局 農村政策課長
	設計課長
	農林水産技術会議事務局 研究開発課長
	林野庁 木材産業課長
	計画課長

3 活動内容

- (1) 飼料自給率向上に向けた農林水産省行動計画（以下「省内行動計画」という。）の策定
- (2) 省内行動計画に基づく取組の促進
- (3) 省内行動計画に基づく取組状況についての点検・検証
- (4) その他飼料自給率向上を図るために必要な活動

4 事務局

会議の事務局（庶務）は、生産局畜産部畜産振興課において行う。

5 その他

その他会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。